

# 放送コンテンツ（アニメ含む）の適正な製作取引の推進 に関する取組状況

令和元年6月18日  
総務省  
経済産業省

## **1. 全体構成の見直し**

現行版は、「問題となりうる事例」を中心に、具体的事例を解説する形で関係法令や留意点等について説明されているが、主要な論点が効率的に把握できるよう、取引価格の決定、著作権の帰属といった大きなテーマごとに再構成・整理。

## **2. 対象範囲・定義の明確化**

現行版では、下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託や役務の再委託）の範囲や定義（線引き、外縁）について不明な部分があるため、それらを分かりやすく明確化。

## **3. 事前協議の重要性を強調**

取引価格の決定、著作権・二次利用窓口業務の取扱い、取引内容の変更・やり直し等に関し、現行版においても関係者による協議が必要である旨記述されているが、本ガイドラインの「フォローアップ調査」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなっていることから、各事項において事前協議の重要性を強調し、推奨。

## **4. ベストプラクティスの充実**

現行版においても望ましいと考えられる事例の紹介は一部なされているが、適正な取組を更に促進するため、書面交付、支払遅延防止等を担保する発注管理システムの導入や、社内での下請法セミナーの開催など、実態に即した望ましい事例を増加。

## **5. 概要版(簡易版)の作成**

現行版は54ページ、改訂版も80ページを超える見込みであるが、現場で実務に携わる人が簡易に参照できるよう、4枚の「概要版」(簡易版)を作成。

## 1. 実施期間

平成31年4月27日(土)～5月31日(金)

## 2. 意見提出者

合計2,246者

### (1) 法人・団体 12者

#### 【放送事業者関連団体：3団体】

- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人衛星放送協会
- 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

#### 【放送事業者：1社】

- 株式会社中国放送

#### 【番組製作会社関連団体：1団体】

- 一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟 (ATP)

#### 【番組製作会社：1社】

- 信州映像舎株式会社 (長野県)

#### 【権利者団体：6団体】

- 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 (ARMA)
- 一般社団法人日本音楽事業者協会 (音事協)
- 一般社団法人日本音楽制作者連盟 (音制連)

- 一般社団法人映像実演権利者合同機構 (PRE)
- 一般社団法人演奏家権利処理合同機構 (MPN)
- 一般社団法人日本芸能マネージメント事業者協会

### (2) 個人:2,234者

## 3. 意見の分類

① ガイドライン改訂案に対する賛成意見	50者(2.2%)
② ガイドライン改訂案に対する具体的な修正意見	8者(0.4%)
③ ガイドライン改訂案に対する総論的な意見(①及び②以外)	158者(7.0%)
④ ガイドライン改訂案に対する意見ではないが、製作取引に関係する意見 ※	1,951者(86.9%)
⑤ ガイドライン改訂案にも製作取引にも関係しない意見	79者(3.5%)

※ アニメ業界の労働環境や待遇等の改善に関する意見が多数あり。

項目	提出された主な意見の概要
<p>「<u>下請法の対象とならない取引</u>」における書面等の交付                      (パブコメ案)                      本ガイドラインでは、下請法の対象以外の取引について、少なくとも、契約が成立したこと及びその内容に関する客観的な記録をできる限り残すことを推奨する。また、以下の場合においては、できる限り下請法上求められる書面と同様の書面又は適切な書類を交付することを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製作会社から要請があった場合</li> <li>・金額が大きい場合</li> <li>・個人情報を扱う場合</li> <li>・海外での業務など、安全管理上の懸念がある場合</li> </ul>	<p>○ <u>製作会社にとってだけでなく、放送局にとっても取引の内容を記した書面は、後々のトラブルの種を残さないために必須と考えるので、今回の記載を歓迎。</u>                      &lt;全日本テレビ番組製作社連盟&gt;</p> <p>○ <u>下請法の対象とならない取引における書面等の交付に関する記述をガイドラインに記載するとしても、(本文ではなく)「望ましいと考えられる事例」として記載することが適切である</u>と考える。                      &lt;日本民間放送連盟&gt;</p>
<p>著作権の帰属</p>	<p>○ <u>著作権の帰属は、適正な製作費を確保することと並んで、製作会社の経営にとって重要。平成31年3月～4月に当連盟が行ったアンケート結果において、放送事業者が部分的、又は費用の負担等の形式的な関与によって、(原則として製作会社に著作権が帰属する)「完全製作委託型番組」とならないケースを問題視する声が上がっている旨を記載することを検討されたい。</u>                      &lt;全日本テレビ番組製作社連盟&gt;</p>
<p>ガイドラインの対象</p>	<p>○ 現在、インターネット動画配信サービスが広く展開されていることから、ガイドラインの対象には、放送事業者のみならず、<u>インターネット動画配信事業者も含めるべきではないか。</u>                      &lt;個人&gt;</p>
<p>アニメ業界の労働環境や待遇等の改善</p>	<p>○ アニメーションは日本の一大産業となっているが、アニメーターへの還元が十分ではない。<u>報酬が不十分であり、長時間労働も課題。</u>                      &lt;個人&gt;</p>
<p>相談窓口の設置</p>	<p>○ 立場が弱い下請事業者やクリエイターが安心して駆け込める匿名性が保証された<u>専門の相談窓口が必要ではないか。</u>                      &lt;個人&gt;</p>
<p>改訂ガイドラインの周知啓発</p>	<p>○ 特に発注側が改訂ガイドラインに則って適正な取引を行うよう、<u>周知徹底の実施方法について十分に検討されたい。</u>                      3 &lt;個人&gt;</p>

## 1. スケジュール管理の改善

- ・ ①スケジュール管理の重要性、②スケジュール管理は製作委員会の責務であること等を追記
- ・ デジタルツールを活用したスケジュール改善事例を追記（作画の受け渡しをオンライン上で行うことにより、集配にかかる時間が削減された。）

## 2. 契約書、発注書の取り交わしの適正化

- ・ ①契約書・発注書の交付の意義、②不交付に対する具体的な罰則を追記
- ・ 各制作工程に応じた発注書の記載事項を整理
- ・ 金額等の発注条件を定める際には、数量だけでなく内容や納期も考慮する必要がある旨を追記

## 3. 発注書面のひな型の作成

- ・ 制作工程ごとの発注書面のひな型を作成

## 4. ベストプラクティスの充実

### 【契約書・発注書の交付】

- ・ 「親事業者とメール、SNS等により発注内容のやり取りをしており、親事業者から来た連絡を保存している。」
- ・ 「契約書を事前に取り交わしていたことで、企画倒れとなった案件でも既作業分の代金が円滑に支払われた。」

### 【スケジュール管理】

- ・ 「作業前にイメージのすり合わせを行うなど発注内容を明確化し、やり直しによるスケジュール遅延を防止。」
- ・ 「発注者側が、下請事業者に対して細やかな進捗管理などのスケジュール管理を行っている。」

## 5. 概要版（簡易版）の作成

ガイドラインは大部であるため現場で実務に携わる人が簡易に参照できるよう、ポイントが一枚で理解できるリーフレットを作成。

## 1. 実施期間

平成31年4月27日(土)～5月31日(金)

## 2. 意見提出者

合計2,882者

### (1) 団体 2者

- 一般社団法人日本アニメーター・演出協会 (J A n i C A)
- 一般社団法人日本民間放送連盟

### (2) 個人:2,880者

## 3. 意見の分類

① ガイドライン改訂案に対する賛成意見	239者(8.3%)
② ガイドライン改訂案に対する修正意見	140者(4.9%)
③ ガイドライン改訂案には関係しないが、下請取引一般に関する意見	1,468者(50.9%)
④ ガイドライン改訂案や下請取引には関係しないが、アニメ制作現場の環境改善に関する意見	952者(33.0%)
⑤ 上記①～④に該当しない意見	83者(2.9%)

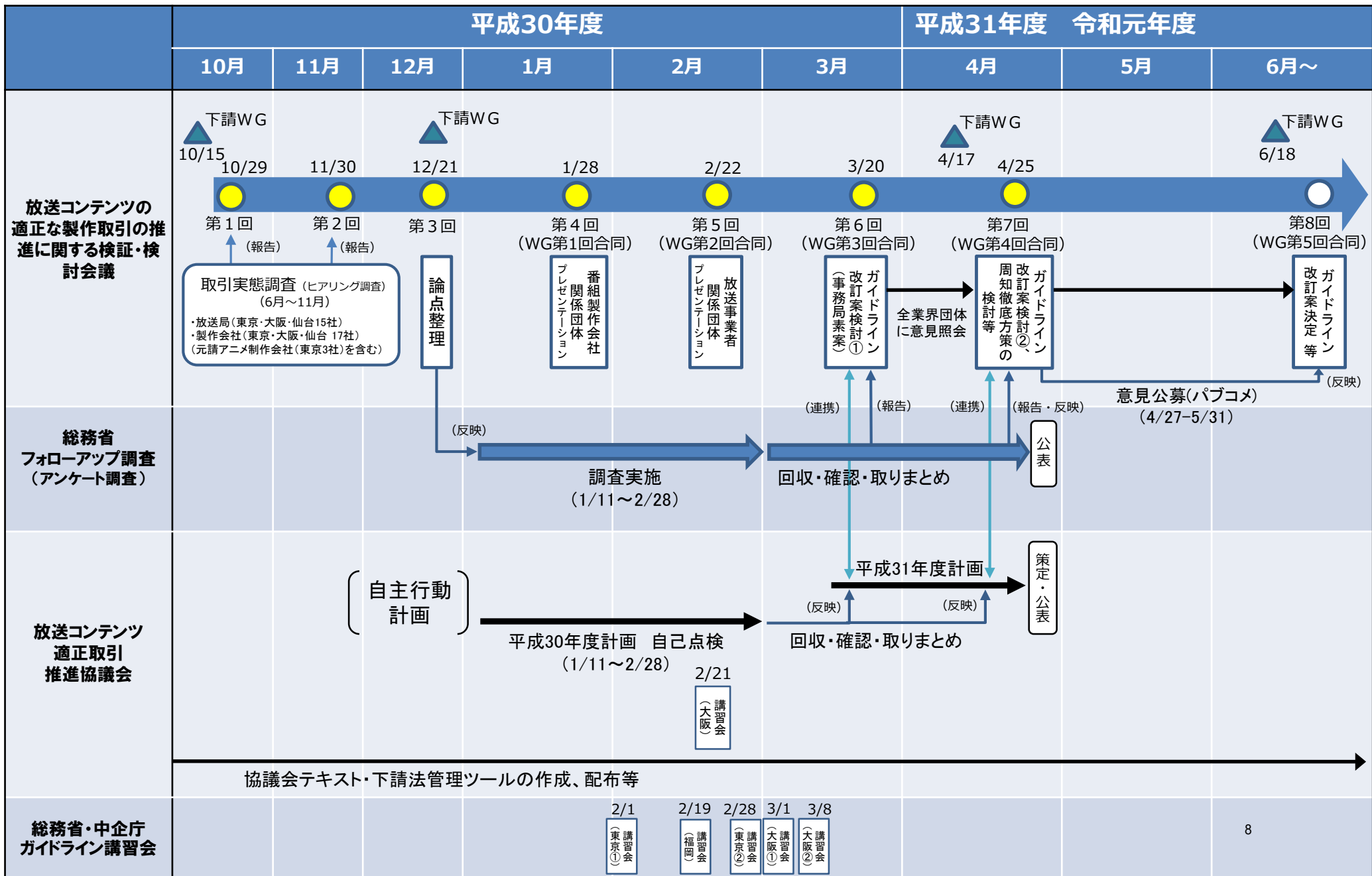
項目	提出された主な意見の概要
スケジュール管理の改善	<p>○ 逼迫したスケジュールでは人材育成ができない、心と体を崩し仕事を辞めざるをえない人がいるなどの問題がある。そして人手が減ると更にスケジュールを逼迫する悪循環。まずは、スケジュール管理の改善が重要。                      &lt;JAniCA、個人&gt;</p>
	<p>○ 「製作委員会等はサプライチェーン全体のスケジュール管理をする責務があり」という文言を「配慮する必要がある」に修正すべき。下請振興基準では、「親事業者は、(中略)労働基準関連法令に違反するようなことのないよう、十分に配慮する。」とあり、これに準じた表現とすることが適切。                      &lt;日本民間放送連盟&gt;</p>
契約書・発注書の取り交わしの適正化	<p>○ 契約が口約束だったり契約内容が曖昧なまま働かされるケースが多いと聞く。契約を疎かにする慣習がクリエイターが育たない一因。書面交付の徹底は今後のアニメ業界にとって良いこと。                      &lt;JAniCA、個人&gt;</p>
	<p>○ 単に書面交付を徹底するだけでは、親事業者との力関係により不利な契約を結ばされ、不平等な状況が確定してしまうおそれがある。                      &lt;個人&gt;</p>
アニメ業界の労働環境や待遇等の改善	<p>○ アニメ産業市場は2兆円以上あるのに制作現場の利益は約2,000億円。クリエイターを含む制作現場への利益配分が必要。                      &lt;個人&gt;</p>
	<p>○ 請負契約なのに時間や場所を拘束されたり指揮監督下に置かれている。そうであれば雇用と同じ扱いにして欲しい。                      &lt;個人&gt;</p>
	<p>○ 個々の受発注のために書面を取り交わすのは大変なので、制作会社が受発注を含め制作工程を一括管理するツールを導入してほしい。                      &lt;個人&gt;</p>
改訂版ガイドラインの概要版の作成	<p>○ 制作現場で利用しやすい概要が新たに加えられた点を大きく評価する。                      &lt;JAniCA、個人&gt;</p>

# 参考資料 1

---



# 放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する取組状況

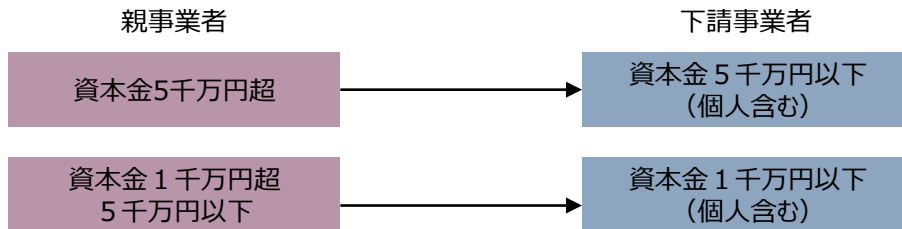


## 1. ガイドラインに関連する法令について

本ガイドラインに関連する法律は、主に①下請法、②独占禁止法（うち、優越的地位の濫用）です。

### ①下請法

以下の図のとおり、親事業者は、書面の交付義務等の**4つの義務**と、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止等の**11の禁止行為**について、下請法の規制を受けます。放送コンテンツの取引は、下請法上の「情報成果物作成委託」に該当します。



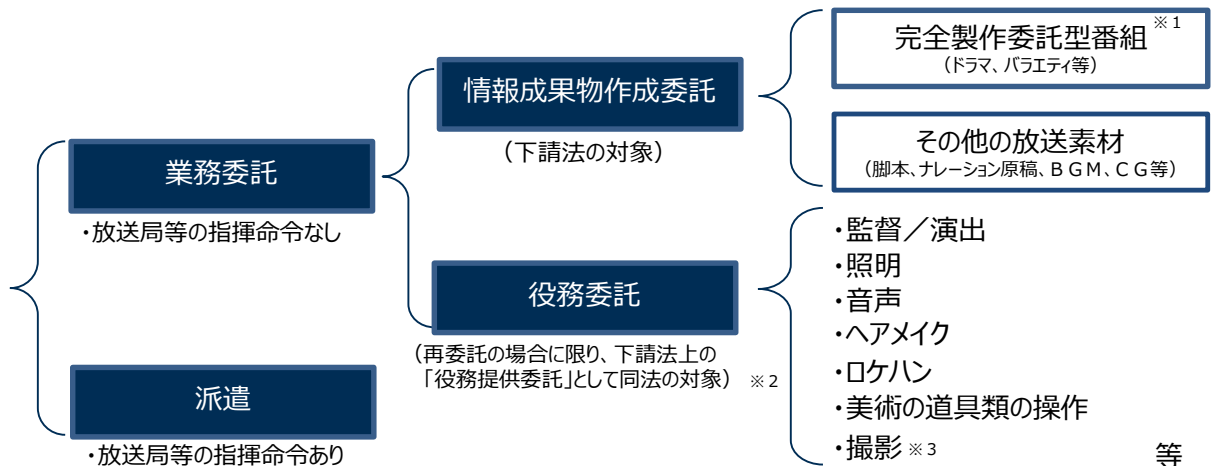
#### 義務

①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務、③支払期日を定める義務、④遅延利息の支払義務

#### 禁止行為

①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、④返品禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

## ※放送コンテンツの製作に関する契約形態



※1：「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（総務省）で定義している「完全製作委託型番組」（#）を指す。

# 「製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までを全て自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたものをいう。」

※2：親事業者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない。

※3：VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当。

(注) 上記の分類のほか、放送局は、映画、アニメ、スポーツ番組等の放映権を「購入」する場合がある。ただし、契約の名目が、放送の利用許諾や放映権等の「購入」であっても、購入者側が番組内容等を指定している実態にあるときは、下請法上、「委託」に該当し、同法の規制対象となる点について、注意が必要である。（総務省ガイドラインより）

## ②独占禁止法（優越的地位の濫用の考え方）

放送事業者が番組製作会社に対して優越的な地位にある場合に、当該放送事業者の番組製作会社に対する、正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為（買ったたき等）が禁止されています。

優越的地位に該当するかは、「取引依存度」や「委託者の市場における地位」、「取引先変更の可能性」等から総合的に判断されますが、**ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高い**といえます。こうした優越的地位の濫用に該当するおそれがある行為類型は、以下のようなものが挙げられます。

### 行為 類型

①購入・利用強制、②不当な経済上の利益の提供の要請、③受領拒否、④返品、⑤支払遅延、⑥減額、⑦その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

## ③その他重要な法令

### a) 著作権法

著作権法上、製作された番組に対する「発意」と「責任」を有する者に著作権が帰属します。「発意」とは、番組を自ら企画立案した場合だけでなく、他人からの依頼等によって製作意思を有するに至った場合も含まれます。「責任」とは、資金を提供しただけで単なる外注に過ぎないと評価されるようなものではなく、番組を製作する上でのリスクを負い、製作を行う法的主体として製作に関する収入支出を自己の計算において行っていることが求められると考えられます。

### b) 消費税転嫁対策特別措置法

令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げ後の価格を、消費税率の引き上げ前の税込価格と同額に据え置くなどの行為は、同法第3条第1号後段の「買ったたき」に該当し、問題となります。

### c) 下請中小企業振興法

下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定が規定されています。平成30年12月には同基準が改正され、「働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善」の項目が新設されており、以下のような行為をはじめ、**下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされています。**

### 親事業者による不適切な行為事例

①適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更、②無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額、③親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延、④親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請、⑤過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送、⑥納期や工期の過度な特定時期への集中

## 2. 留意すべきポイントについて

本ガイドラインでは、主に5つの項目において、具体的な事例とともに、下請法あるいは独占禁止法などに該当しないかを検討しています。ここでは、主要なポイントを紹介します。

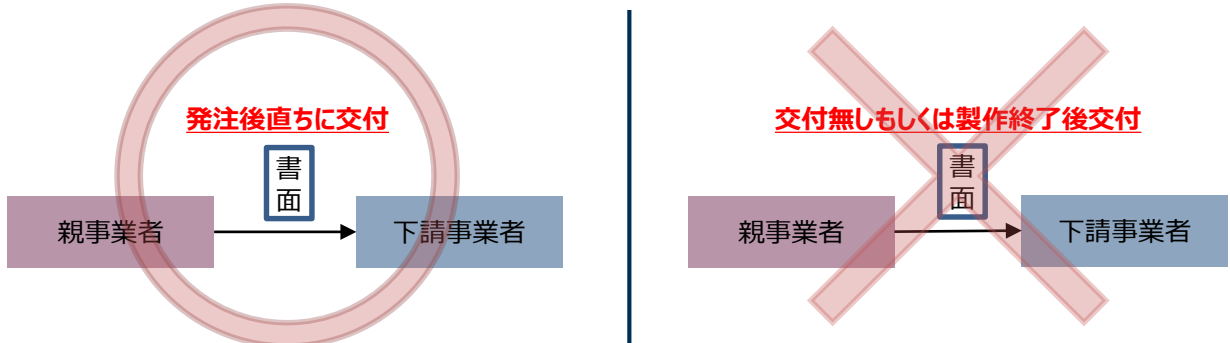
### 書面の交付

#### ■書面の交付は義務

下請法では、情報成果物作成委託の取引を行う場合に、委託内容に関する発注**書面の交付義務**が定められています。その書面には支払代金の額や支払期日などの事項が記載されている必要があります。

#### ■書面は直ちに交付

書面は、**発注に際して直ちに交付する義務**があります(※)。



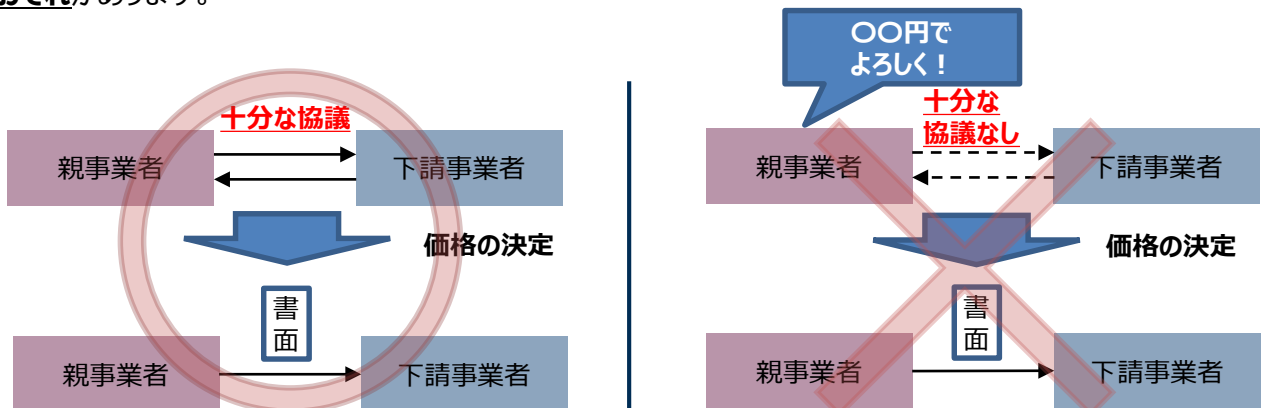
(※) 書面の必要記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある場合は、当該事項以外の事項を記載した書面(当初書面)を交付することが認められます(ただし、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内容を定める予定期日を当初書面に記載する必要あり)。当初書面に記載していない事項については、下請事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならず、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面(補充書面)を交付しなければなりません。また、当初書面と補充書面とで同じ注文番号を用いる等、相互の関連性を明らかにする必要があります。

- なお、製作会社から要請があった場合、金額が大きい場合、個人情報扱う場合、海外での業務など安全管理上の懸念がある場合においては、下請法の対象以外の取引についても、できる限り下請法上求められる書面又は適切な書類を交付することを推奨します。

### 取引価格の決定

#### ■一律の発注費用削減は「買ったたき」に該当するおそれ

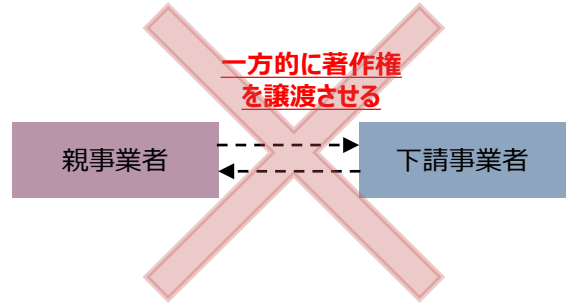
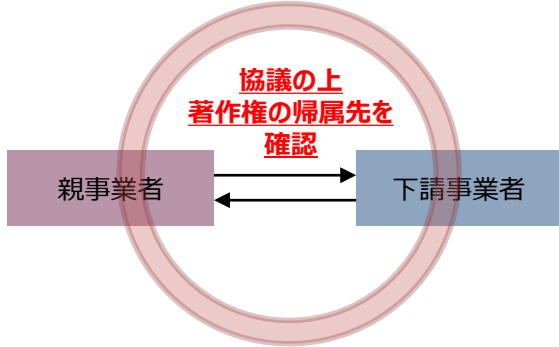
下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて**著しく低い額を不当に定めることは「買ったたき」として禁止**されています。例えば、取引価格の決定において、十分な協議が行われず、過去の製作費と比べて明らかに下回っている場合や、一律に一定比率の削減などは、下請法上の**「買ったたき」に該当するおそれ**があります。



## 著作権の帰属

### ■ 十分な協議の無い著作権の譲渡は独占禁止法・下請法違反になるおそれ

著作権の帰属は、製作実態も踏まえて判断することが重要です。親事業者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権を親事業者に譲渡させる場合は、独占禁止法上問題となる可能性があります。また、著作権の譲渡の対価について十分な協議を行わず、親事業者が一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合は、下請法上の「買ったたき」に該当します。

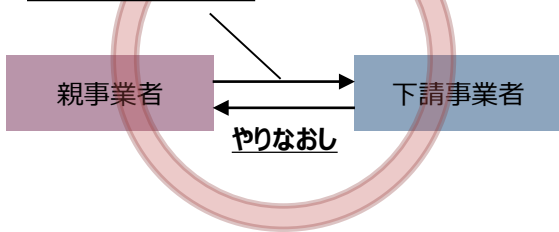


## 取引内容の変更・やり直し

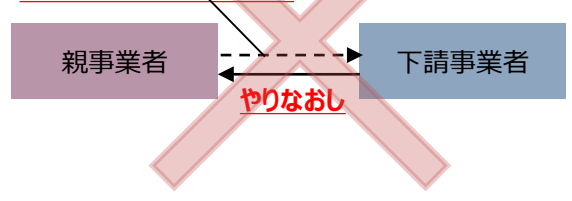
### ■ 受領後の追加業務は下請法・独占禁止法違反になるおそれ

下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の取引内容の**変更・やり直し**により、**下請事業者の利益を不当に害してはならない**とされています。放送局側の事情により、受領後に追加的な業務が発生した際に、必要となる費用を親事業者が負担していない場合は、下請法あるいは独占禁止法上問題となる可能性があります。

- 十分な協議を実施
- 必要な費用を支払い



- 十分な協議なし
- 下請事業者の責めに帰すべき理由はなし
- 必要な費用の支払いなし



## その他

a) **支払期日はVTRを受領した日から起算して60日以内**：下請法では、「下請代金の支払遅延」として、親事業者が、VTR等を受領した日から起算して**60日以内**に下請代金を全額支払わないことは禁止されています。

b) **取引先の都合を理由とした減額**：下請法では、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減ずることを禁じています。放送局が出演者の選定を行った際に出演料が高額となったことを理由に、**番組製作会社への発注金額が当初の交付書面より減額された場合**は下請法上問題となります。

c) **アニメの製作における局印税**：放送局が、一方的に二次利用の収益配分（例：「**局印税**」の**長すぎる設定期間**や**広すぎる設定権利範囲**、**高すぎる料率等**）や二次利用許諾の窓口等の取引条件を押し付けることは、独占禁止法上問題となりうるおそれがあるため、事前に製作委員会の構成員において十分な協議が行われる必要があります。

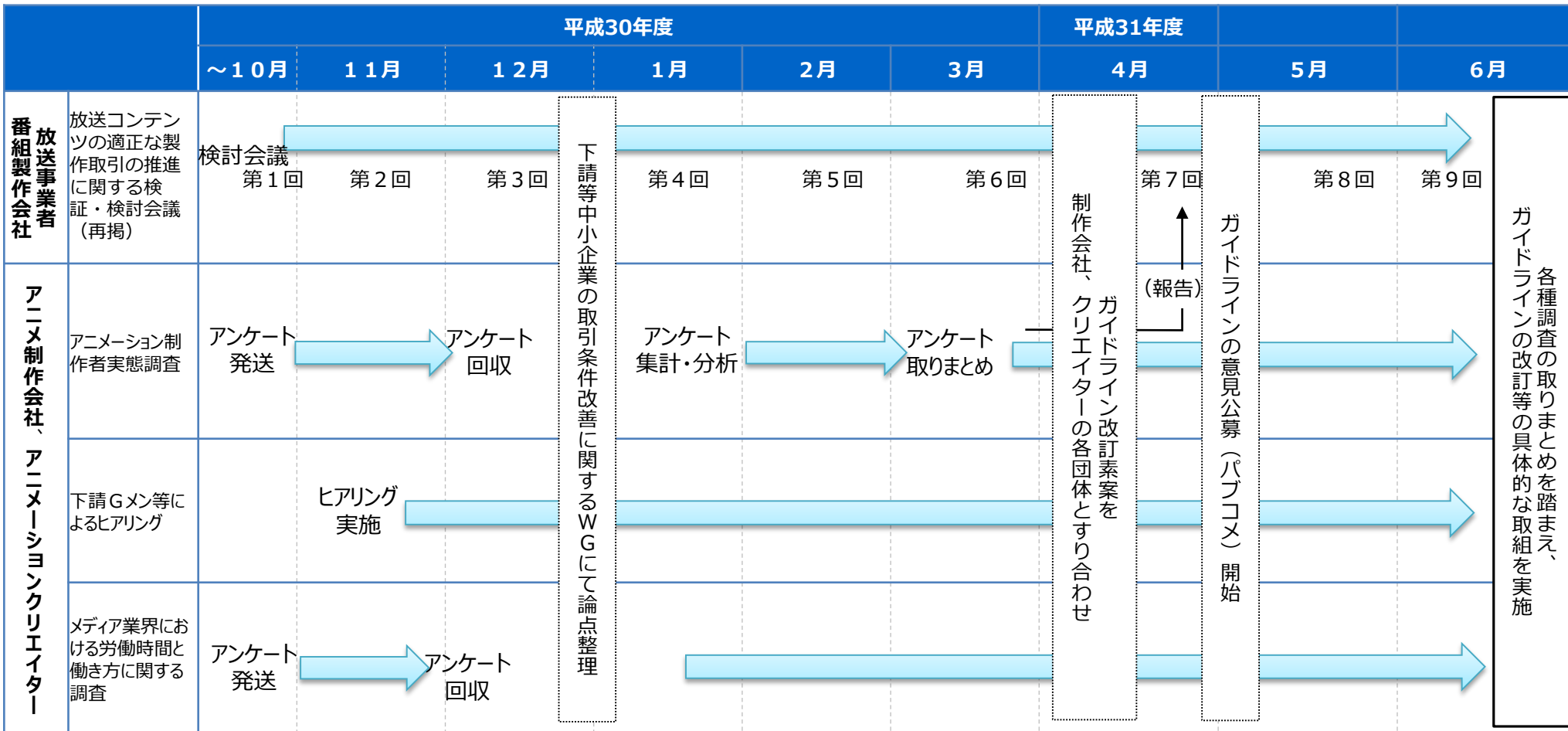
# 参考資料 2

---



# 放送コンテンツ（アニメ）の適正な製作取引に関する取組状況

TV番組（アニメ）製作取引に関わるアニメ制作会社・クリエイターについてヒアリングやアンケートによる調査を実施。調査結果を踏まえ、今後下請ガイドラインを改訂。



下請法に基づく調査

調査票 発送

調査票 回収

# アニメーション制作業界の取引環境の改善に役立つルールを学ぼう

「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」概要版

## これってどうなの？

以下のようなケースは、法律上どのような問題があるのでしょうか？



下請法の適用対象となる契約を締結したのですが、書面の交付を断られてしまいました。...

書面の不交付は下請法違反です。また、書面には金額や支払期日等を記載しなければならないので、その記載がない場合も下請法違反になります。



短納期発注だったのですが、通常の納期の場合と同じ金額しか支払ってもらえませんでした。

短納期発注に間に合わせるために下請事業者が発生する費用増を考慮せず、下請代金の額を一方向的に定めることは、下請法違反になるおそれがあります。



成果物を発注者に納品し、内容確認の上で受け取ってもらったのに、プロデューサーの意向により追加作業をさせられました。追加費用はもらえていません。

下請事業者には責任がないのに、親事業者が成果物の受領後に無償でやり直しをさせる場合は、親事業者は下請法違反になるおそれがあります。



制作途中の作品が放送中止となり、契約打ち切りとなりました。これまで制作にかかった経費がちゃんともらえるか不安です。

下請事業者には責任がないのに発注を取り消して代金を支払わないことは、下請法違反になるおそれがあります。



従来、発注代金は委託料に消費税を含む額でもらっていたのですが、消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ前と同額の発注代金しかもらえませんでした。

消費税増税後に代金に増税分を上乗せしないことは、原則として、消費税転嫁対策特別措置法違反になります。

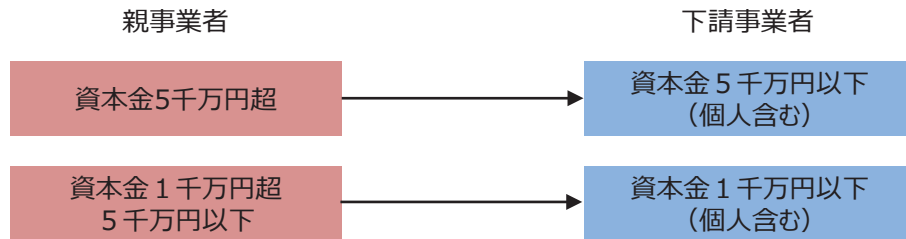


※下請法の対象となる取引については、裏面をご覧ください。



## 下請法ってなに？

下請法では、発注者と受注者の資本金及び取引の内容によって「親事業者」と「下請事業者」を定義しています。アニメーション制作取引（主に情報成果物委託）は、以下の図に該当する場合に下請法の適用があります。



下請法は、下請事業者の利益を保護すること及び取引公正化を目的に制定された法律です。親事業者は、4つの義務と11の禁止行為について同法の規制を受けることになります。

義務	①書面の交付義務、②書類の作成・保存義務、 ③支払期日を定める義務、④遅延利息の支払義務
禁止行為	①受領拒否の禁止、②下請代金の支払遅延の禁止、③下請代金の減額の禁止、 ④返品禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、 ⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 ⑨割引困難な手形の交付の禁止、⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止、 ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

## 【連絡先一覧】困ったときにはどこに連絡すればよい？

### 下請かけこみ寺

## 下請かけこみ寺

中小企業が抱える取引上のトラブルや消費税の転嫁など、専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

相談無料  
全国48か所  
秘密厳守  
匿名相談可能

お近くの「下請かけこみ寺」は

0120-418-618

受付時間についてはホームページにてご確認ください。

「下請かけこみ寺」の詳細や、メール・webによる相談申込は

中小企業下請かけこみ寺

### 下請法違反に関する申告窓口

#### （公正取引委員会）

電子窓口：公正取引委員会電子窓口

<http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/>

#### （中小企業庁）

申告窓口（下請取引）

<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/menu>

発注書等の書式例はこちら！

## 「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>